

参 考 资 料

自主規制機関について

	日本証券業協会	第二種金融商品取引業協会
位置づけ	金融商品取引法第 67 条に定める認可 金融商品取引業協会	金融商品取引法第 78 条に定める 認定金融商品取引業協会
目的	協会員の行う有価証券の売買その他の 取引等を公正かつ円滑ならしめ、金 融商品取引業の健全な発展を図り、も って投資者の保護に資すること	第二種金融商品取引業を公正かつ 円滑にし、並びに第二種金融商品取 引業の健全な発展及び投資者の保 護に資すること
設立年月日	昭和 48 年 7 月	平成 22 年 11 月 1 日 (平成 23 年 6 月 30 日認定)
会員社数	260 社(金融商品取引業者) 213 機関(登録金融機関) (いずれも 25 年 9 月現在)	33 社(25 年 7 月末現在)
役職員数	345 名 (25 年 9 月現在。理事・監事を含ま ない。)	5 名 (25 年 9 月現在。理事・監事を含ま ない。)
主な業務	自主規制ルールの制定・実施 監査及びモニタリング調査の実施 自主制裁の発動 会員に対する教育研修の実施 反社会的勢力の排除に関する支援 公社債市場の整備・拡充 グリーンシート銘柄に関する制度整備	自主規制ルールの制定・実施 自己点検報告書制度の実施 会員に対する教育研修の実施 反社会的勢力の排除に関する支援
主要会議体 事務局体制	総会 理事会 証券戦略会議 自主規制会議 総務委員会 行動規範委員会 金融・証券教育支援委員会 (事務局) 管理本部 政策本部 会員本部 金融・証券教育支援本部 国際本部 (自主規制会議事務局) 自主規制本部 規律本部 監査本部	総会 理事会 政策委員会 規律委員会 (事務局)

検査において認められた問題事例

- ① ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用、使途不明等）
- イ モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、ファンドの収益金口座に入金された金銭を出金させ、これをグループ会社からの借入金の返済に充当した事例（第二種金融商品取引業者）
 - ロ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金を自己の固有財産と分別して管理せず、関係会社等への販売手数料の支払いや自社の役員報酬・運転資金等として費消した事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）
 - ハ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金の大半を自社の運転資金・役員等への貸付等に費消・流用した事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）
 - ニ いわゆる競馬ファンドとしてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款等に分別管理に関する規定を設けておらず、また、自己の固有財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンド持分の私募を行った事例（第二種金融商品取引業者）
 - ホ 沈没船からの歴史的文化的財引揚事業全般への投資を行うことを目的としたファンド（サルベージファンド）の運用も行うファンド販売業者において、投資者から集めた出資金の使途に関し、使途が不明、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行うなど、管理が不十分であった事例（第二種金融商品取引業者）
 - ヘ 上記ホのサルベージファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款及び匿名組合契約書等において出資金の分別管理に関する定めを設けておらず、また、複数のファンドの出資金を一つの口座に集約したうえで費用支出しているため、当該支出が自社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点、さらに当社における借入金の管理について、同社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点等についても分別した管理を確保していない

にもかかわらず、ファンド持分の私募を行った事例（第二種金融商品取引業者）

② 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等

イ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の募集期間終了後において、当該持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って、当該持分に係る譲渡契約を締結して資金を集めた事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ロ 適格機関投資家等特例業務としてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しながら、実際には主に貸付により運用しているなど、事実と著しく相違する内容が記載された運用報告書をホームページに掲載するとともに、取得勧誘に際して使用して虚偽告知を行った事例（適格機関投資家等特例業務届出者）

ハ 高濃度酸素発生器のリース事業に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、当該事業の運用実績の裏付けが全くないにもかかわらず、自社のホームページに年利回り「10.8%」などと出資者に著しい誤解を生じさせる表示をした事例（第二種金融商品取引業者）

ニ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、自社の関係会社等に対して販売手数料としてファンドの出資金の一部（出資者から受け入れた出資金1口21万円のうち12万円）を支払っている等、実質的に出資者が負担すべき手数料が発生しているにもかかわらず、その旨を契約締結前交付書面等の勧誘資料に一切表示していない事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ホ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、決算日から半年以上経過した時点においても当該ファンドに係る決算報告書の作成すらなされていない状況を認識しながら記載に不備のある契約締結前交付書面及びパンフレットにより当該ファンド持分の私募の取扱いを行った事例（第二種金融商品取引業者）

ヘ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の発行者として継続開示義務を負っていたところ、実際には未公開株式に投資を行っていないにもかかわらず、未公開株式を保有している旨を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ト 宿泊施設に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、宿泊施設の取得・管理等の業務委託の再委託を受けた業者が出資金の一部を自らの運転資金として使用している事実を認識していたにもかかわらず、当該事実を契約締結前交付書面に記載せず、また、投資家に対する営業員による説明も行われていなかった事例（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者）

③ 無登録業者に対する名義貸し等

イ ファンド販売業者が、金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら当該販売業者の社長の知人が代表を務める会社等にファンド持分の私募の取扱業務を委託し、当該販売業者の名において私募の取扱業務を行わせた事例（第二種金融商品取引業者）

ロ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、無登録業者にファンド持分の勧誘行為を行わせていた事例（第二種金融商品取引業者）

ハ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主としてデリバティブ取引への投資を行うファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、投資運用業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にその出資金の運用の業務を委託した事例（適格機関投資家等特例業務届出者）

ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にファンドの取得勧誘を行わせた事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）

④ ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等

イ ファンド販売業者が、投資助言・代理業の登録がないにもかかわらず有価証券について投資助言をした事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

ロ モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受ける前に、ファンド持分に係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として金銭を受け入れた事例（第二種金融商品取引業者）

- ハ 匿名組合形式によるファンドの出資持分の取得勧誘及び当該ファンドの運用を適格機関投資家等特例業務として行っていたファンド販売業者が、当該ファンドに対する適格機関投資家以外の者からの出資が 49 名を超え、同特例業務としての要件を満たさず登録が必要であるにもかかわらず、無登録で自己運用を行った事例（第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）

 - ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式によるファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、適格機関投資家の要件を満たす出資者を欠き、同特例業務の要件を満たさないまま無登録で自己私募を行った事例（投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）
- ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
- イ 未公開株式への投資により運用を行うファンド販売業者が、投資対象である未公開株式を既存株主から高値で取得してファンドに組み入れ、その後譲渡代金の一部を当該株主から自社に還流させた事例（第二種金融商品取引業者及び投資運用業者）

(以 上)

1933年証券法・SEC規制（仮訳）

§ 230.504 百万ドルを超えない証券の限定的な募集及び売付けに係る適用除外

- (a) 適用除外。 § 230.504 第(b)項の条件を満たす証券の募集及び売付けであって、次のいずれにも該当しない発行者によってなされるものについては、法第3条第(b)項に基づき、法第5条は適用しない。
- (1) 取引所法第13条又は第15条第(d)項の報告義務が課される者
 - (2) 投資会社
 - (3) 発展段階の会社であって、特定の事業計画や事業目的を持たないもの又は当該会社の事業計画が不特定の会社その他の者を合併または買収するものであることを示したもの
- (b) 条件—
- (1) 一般的条件。 § 230.504 に基づく適用除外に該当するためには、募集及び売付けは § 230.501 並びに § 230.502 第(a)項、第(c)項及び第(d)項の条件を満たさなければならない。ただし、 § 230.502 第(c)項及び第(d)項は、次のいずれかの場合に該当するときには、 § 230.504 に基づく証券の募集及び売付けについては適用しない。
 - (i) 当該募集及び売付けが、証券の登録について規定し、かつ、売付け前の十分な開示資料の公式届出及び投資者への提供を要求する一又は複数の州においてのみ行われる場合であって、かつ、当該州の規定に基づいて行われる場合
 - (ii) 当該募集及び売付けが、証券の登録又は売付け前の開示資料の公式届出若しくは提供についての規定が存在しない一又は複数の州において行われる場合であって、当該証券が、当該登録並びに売付け前の公式届出及び提供についての規定が存在する少なくとも一の州において登録されており、募集及び売付けが当該州において当該規定に基づいて行われており、かつ開示資料が全ての買付者（当該規定のない州に居住する者を含む。）に対して売付けより前に提供されている場合
 - (iii) 州法による登録の適用除外であって、 § 230.501 第(a)項に定義する「適格投資家」に対してのみ売付けを行う場合に限り一般的勧誘及び一般的広告を認めるものに基づいてのみ、当該 § 230.504 に基づく証券の募集及び売付けが行われる場合
 - (2) § 230.504 に基づく証券の募集に係る募集総額（ § 230.501 第(c)項に定義するものをいう。）は、百万ドルから、 § 230.504 に基づく証券の募集の開始の前12ヶ月以内及び当該募集の期間中に、法第3条第(b)項に基づき適用除外により又は第5条第(a)項に違反して売り付けられた全ての証券に係る募集総額を除いた金額を超えてはならない。

1933年証券法・SEC規制（仮訳）

§ 230.502 一般的条件

レギュレーション D（本章 § 230.500 以下）に基づいて行われる募集及び売付けについては、以下の条件を満たさなければならない。

(a)、(b) （略）

(c) 募集方法についての制限。 § 230.504 第(b)項(1)に掲げる場合を除き、発行者又は発行者のために行動する者のいずれも、いかなる形の一般的勧誘又は一般的広告（次に掲げるものを含むが、これに限られない。）による証券の募集又は売付けもしてはならない。ただし、§ 230.135c に則った発行者による通知の公表、又は、フォーム D（17CFR239.500）による発行者による SEC に対する売付けの通知の届出であって発行者が当該フォームの要件を遵守するための誠実かつ合理的な努力を行ったものは本セクションにいう一般的勧誘又は一般的広告に該当しないものとみなす。また、§ 230.135e の要件が満たされる場合には、あらゆるジャーナリストに対し、米国外で行われる記者会見、米国外で行われる発行者若しくは売付けに係る証券の保有者の代表者との会議又は米国外で発表されたプレス向け文書であって、現在のまたは提案されている証券の募集について言及されているものへのアクセスを提供することは、本セクションにいう一般的勧誘又は一般的広告に該当しないものとみなす。

(1) あらゆる新聞、雑誌若しくは類似の媒体に掲載されるか、又は、テレビジョン若しくはラジオにより放送された、あらゆる広告、記事、告知又はその他のコミュニケーション

(2) あらゆるセミナー又は会議であって、その参加者が一般的勧誘又は一般的広告によって招待されたもの

(d) （略）